

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年九月十六日

半田市長 久世 孝 宏

半田市条例第二十五号

半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
半田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年半田市条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号を次のように改める。

十一 住民基本台帳における住民とは別に管理する必要がある者（以下「住登外者」という。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付番及び管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者に係る宛名の登録又は変更に関する事務

第三条第二項に次の一号を加える。

三 住登外者宛名番号管理機能による住登外者に係る宛名の登録又は変更に関する事務
第三条第四項中「市長は、次の表の事務欄」を「次の表の上欄に掲げる機関は、同表の中欄」に、「特定個人情報欄」を「下欄」に改め、同項の表を次のように改める。

（別紙一のとおり）

第四条第一項の表を次のように改める。

（別紙二のとおり）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

機関	事務	特定個人情報
一 市長	半田市遺児手当支給条例に規定する遺児手当の受給資格の認定に関する事務	イ 遺児手当の受給資格の認定を申請する者（以下「申請者」という。）、その者の配偶者及びその者の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者であつてその者と生計を同じくするものに係る地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であつて市町村民税に関するもの ロ 遺児手当の支給対象となる遺児（以下「支給対象遺児」という。）に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項又は第二十七条の二第一項に規定する措置に関する情報 ハ 支給対象遺児の父又は母に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障がい者手帳の交付及びその障がいの程度に関する情報 ニ 申請者若しくは支給対象遺児又はこれらの者と生計を同じくする者に係る住民票に記載された住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七條第四号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。） ホ 申請者又は支給対象遺児に係る児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報 ヘ 申請者又は支給対象遺児に係る戸籍関係情報 ト 申請者若しくは支給対象遺児又はこれらの者と生計を同じくする者に係る住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報

	二市長	三市長	四市長	五市長
	半田市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例に規定する母子・父子家庭医療費の受給資格者であることの確認に関する事務	特別障がい者手当等に乗せして支給する手当の受給資格の認定に関する事務	半田市心身障がい者手当支給条例に規定する心身障がい者手当の受給資格の認定に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業の実施に関する事務
(以下「住登外者宛名情報」という。)	イ 母子・父子家庭医療費の受給者証の交付を申請する者に係る地方税関係情報であつて市町村民税に関するもの □ 母子・父子家庭医療費の受給者証の交付を申請する者又は生計を同じくする者に係る住登外者宛名情報	イ 特別障がい者手当等に乗せして支給する手当の受給資格の認定を請求する者(以下「請求者」という。)、その者の配偶者及びその者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者であつてその者と生計を同じくするものに係る地方税関係情報であつて市町村民税に関するもの □ 請求者又はその者と生計を同じくする者に係る住民票に記載された住民票関係情報 ハ 請求者又はその者と生計を同じくする者に係る住登外者宛名情報	イ 心身障がい者手当の受給資格の認定を申請する者に係る地方税関係情報であつて市町村民税に関するもの □ 心身障がい者手当の受給資格の認定を申請する者に係る住登外者宛名情報	イ 地域生活支援事業に関する支給を申請する者、その者の配偶者及びその者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者であつてその者と生計を同じくするものに係る地方税関係情報であつて市町村民税に関するもの □ 地域生活支援事業に関する支給を申請する者、その者の配偶者及びその者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者であつてその者と生計

六市長	半田市後期高齢者福祉医療費給付要綱に規定する後期高齢者福祉医療費の受給資格者であることの確認に関する事務	を同じくするものに係る住登外者宛名情報
七市長	不妊治療に要する費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務	請求者又はその者と生計を同じくする者に係る住民票に記載された住民票関係情報
八市長及び教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者に係る宛名の登録又は変更に関する事務	住登外者宛名情報

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 教育委員会	イ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 ロ 就学援助に関する事務 ハ 特別支援教育就学奨励に関する事務	市長	住民票関係情報及び地方税関係情報のうち、児童生徒の保護者に係る情報
二 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者に係る宛名の登録又は変更に関する事務	市長	住登外者宛名情報
三 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者に係る宛名の登録又は変更に関する事務	教育委員会	住登外者宛名情報